

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター（以下「センター」という。）が設置運営する賛助会員制度について、必要な事項を定めるものとする。

(会員区分)

第2条 賛助会員の種別及び会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 センター事業の趣旨に賛同する事業者（法人・個人）等
- (2) サポート会員 県内中小企業振興に寄与し、センターの事業をサポートいただける公的中小企業支援機関・団体等

(賛助会員サービス)

第3条 センターが賛助会員に対し提供するサービスは、次の各号のとおりとする。

- (1) 各種媒体による賛助会員紹介
- (2) 研修会・講演会の受講料割引
- (3) 交流会等の開催
- (4) 各種事業及び調査資料等の情報提供
- (5) その他各種サービス

(入会)

第4条 賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書をセンターに提出するものとする。

- 2 賛助会員の期間は1年間（新規は申込月から年度末まで）とし、継続することができる。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、次の各号に定める賛助会費を納入しなければならない。ただし、センターが特に認めたものの賛助会費については、減額又は無料とすることができる。

- (1) 一般会員 年額12,000円
 - (2) サポート会員 年額12,000円
- 2 賛助会費の納入は、1年分ごととし、消費税額を含むものとする。
 - 3 賛助会員期間が1年未満の場合は、入会月からの期間について月割した額を納入するものとする。

(変更の届出)

第6条 賛助会員は、会社名、住所、その他センターへの届出事項に変更があったときは、その内容をセンターに届け出るものとする。

(退会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、別に定める退会届をセンターに提出することとする。

- 2 退会があっても、既納の賛助会費は返還しないものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。